

蔵王町産後ケア事業

蔵王町では、お母さんが産後も安心して子育てに取り組めるようにサポートを受けることができる「産後ケア事業」を実施しています。

【利用できる方】

蔵王町に住所があり、産後1年未満の母子で産後ケアを必要とする方。（医療が必要ない方。）

【事業内容】

種類	時間	利用料(自己負担最大料金)	サービス内容	利用回数
宿泊型	1泊2日	1日あたり3,000円 (1泊2日6,000円)	○産婦の心身のケア ○授乳や育児についての相談支援 ○児の発育発達チェックなど	1回の出産につき、 最大7回まで（宿泊型は1泊2日で2回になります）
通所型	6時間	1,800円		
訪問型 (相談型)	2時間	1,000円		

※課税状況により減免あり

【利用できる施設】

別紙、「産後ケア事業利用可能施設一覧」でご確認ください。



【利用の流れ】

1、利用申請

- ・「蔵王町産後ケア事業申請書兼情報提供同意書」により保健福祉課へ申請してください。

2、利用決定

- ・町から「産後ケア事業利用承認通知書」と「産後ケア事業利用券兼実施報告書7枚（多胎10枚）」を郵送します。

3、利用の予約

- ・初回利用の場合のみ、町が施設へ申し込みます。2回目以降は直接利用可能施設へ予約を取ってください。

4、産後ケアの利用

- ・利用の際は、産後ケア事業利用券（兼実施報告書）を施設に提出してください。
- ・利用料は施設に直接お支払いください。
- ・利用予定日前日（平日に限る）の午前10時以降のキャンセルについては、キャンセル料が発生します

【担当】

蔵王町保健福祉課保健指導係
0224-33-2003